

遊漁船業安全対策強化支援事業費補助金交付要綱

制定 令和 8 年 7 月 17 日付け水第 252 号

(趣旨)

第 1 条 遊漁船業の安全対策の強化に積極的に取り組む遊漁船業者を支援し、その業務の適正な運営を確保するとともに、遊漁船の利用者の安全の確保を実現するため、安全設備の導入に必要な経費に対して予算の範囲内において、補助金を交付する。その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象及び補助率等)

第 2 条 補助対象経費、補助事業者、補助率及び補助上限は、別表のとおりとする。

2 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第 3 条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときには、交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）を知事へ提出しなければならない。

2 交付申請書兼実績報告書に添付すべき書類及び提出の期限は、別に定めるものとする。

3 補助事業者は、交付申請書兼実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第 4 条 知事は前条による交付申請書兼実績報告書を受理したときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第 2 号）により補助事業者に通知する。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をす

ることができる。

（補助金の支払）

第5条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（財産の管理等）

第6条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限を受ける機械及び器具）

第7条 規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定する財産は、全ての機械及び器具とする。

2 規則第13条第2項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める処分の制限を受ける期間とする（以下「処分制限期間」という。）。

3 補助事業者は、規則第13条第1項の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

4 規則第13条の規定により知事の承認を受けて財産の処分をしたことによる収入があったときは、知事は補助事業者に対し当該収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定）

第8条 知事は、第3条第3項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金の額を確定する際に当該消費税等仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税等相当額報告書（様式第4号）により知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類、帳簿等の保管）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、当該帳簿及び全ての証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間

を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第 5 号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（書類の提出）

第 10 条 この要綱に基づき補助事業者が知事に提出する書類は、原則として補助事業者の遊漁船業の登録を行った隠岐支庁農林水産局又は各農林水産振興センターを経由して提出するものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 17 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助事業者	補助率及び補助上限
令和7年度から水産庁が実施する水産業競争力強化緊急事業のうち遊漁船安全設備導入支援事業（以下「水産庁事業」という。）又は令和8年度から公益財団法人日本財団が実施する遊漁船の安全・安心確保推進事業（以下「日本財団事業」という。）の実施に係る経費	遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号。以下「遊漁船業法」という。)第3条第1項の規定に基づき、島根県から遊漁船業者の登録を受けている者のうち、以下のすべてを満たすもの。 (1)水産庁事業又は日本財団事業を活用し、補助金の額が確定していること。 (2)直近1年以内に、遊漁船業法の違反がなく、かつ、遊漁船業法第21条第1項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止処分を受けていないこと。	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める。 (1)水産庁事業を活用した場合にあっては、補助対象経費の1/4以内。ただし、当該事業における補助金の額の1/2を上限とする。 (2)日本財団事業を活用した場合にあっては、補助対象経費の1/12以内。ただし、当該事業における補助金の額の1/8を上限とする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

島根県知事 様

年度 遊漁船業安全対策強化支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

遊漁船業安全対策強化支援事業費補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて以下のとおり申請及び報告します。

1 申請者					
氏名 (法人にあつては、その名称、 代表者の役職及び氏名)					
遊漁船業者登録番号		島根県	号		
住所		〒			
電話番号					
メールアドレス					
2 補助事業者の要件（該当する項目の□にチェック）					
☐		以下の補助事業を活用し、補助金の額が確定しています。			
☐		☐ 水産庁事業（遊漁船安全設備導入支援事業）			
☐		☐ 日本財団事業（遊漁船の安全・安心確保推進事業）			
☐		直近 1 年以内に、遊漁船業法の違反がなく、かつ、遊漁船業法第 21 条第 1 項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止処分を受けていません。			
3 事業実績（水産庁事業又は日本財団事業における事業実績）					
区分	導入した設備等の品名	メーカー及び型番	数量	事業費	うち消費税相当額
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
↑区分欄には、①業務用無線設備、②非常用位置等発信装置、③改良型救命いかだ等、④浸水警報装置・排水設備のいずれかの番号を記入する。			合計	円	円

補助対象経費 (ア) (消費税の扱いについて該当する項目の□にチェック)	円	☐ 消費税を含まない ☐ 消費税を含む
	☐	本補助金に係る消費税等仕入控除税額はありせん。 (免税事業者など)
補助金額 (イ)	円	
4 交付申請（県補助金への申請）		
補助対象経費 × 県補助率 (ウ)	円	水産庁事業を活用した場合 (ア) × 1/4 日本財団事業を活用した場合 (ア) × 1/12
県補助金の上限額 (エ)	円	水産庁事業を活用した場合 (イ) × 1/2 日本財団事業を活用した場合 (イ) × 1/8
交付申請額	円	(ウ) 又は (エ) のいずれか低い方の金額とし、千円未満は切り捨てる
5 補助金振込先		
金融機関名		口座番号
支店名		口座名義（カナ）
預金種別 (該当する項目の□にチェック)	☐ 普通・ ☐ 当座・ ☐ 貯蓄	

添付書類

- ・通帳の写し等（補助金振込先が確認できるもの）
- ・水産庁事業を活用した場合にあっては、当該事業における事業実績報告書、安全設備の納品写真及び助成金の額の確定通知の写し等
- ・日本財団事業を活用した場合にあっては、当該事業における実績報告明細書、安全設備の納品写真及び補助金の額の確定通知の写し等
- ・その他知事が必要と認める書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

指令水第 号

所在地
補助事業者名
代表者の役職及び氏名 様

年度 遊漁船業安全対策強化支援事業費補助金
交付決定通知書兼交付額確定通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった 年度遊漁船業安全対策強化支援事業費補助金については、遊漁船業安全対策強化支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定し、その額を確定しましたので通知します。

なお、確定額を別途支出します。

年 月 日

島根県知事 ㊟

記

補助年度	年度	補助金名称	遊漁船業安全対策強化支援事業費補助金
補助事業	年 月 日付け交付申請書兼実績報告書のとおり		
補助対象経費	金	円	
交付決定額	金	円	
確定額	金	円	

所在地
補助事業者名
代表者の役職及び氏名

年度遊漁船業安全対策強化支援事業費補助金により取得した財産等について、下記のとおりに処分したいので、遊漁船業安全対策強化支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により承認を申請します。

4 処分対象財産の状況

[illegible]

様式第 4 号(第 8 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者の役職及び氏名

年度 遊漁船業安全対策強化支援事業費補助金消費税等相当額報告書

年 月 日付け指令水第 号で交付決定及び額の確定通知のあった
この事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 遊漁船業安全対策強化支援事業費補助金交付要綱第 4 条に基づく確定額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円

(注) 3 の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。

様式第 5 号（第 9 条関係）

財産管理台帳

事業実施年度		年度	補助事業名		遊漁船業安全対策強化支援事業費補助金									
事業の内容			工期		経費の配分（金額単位：円）					処分制限期間		処分の状況		摘要
補助事業者	設置船舶	財産名 及び数量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の内容	
						県補助金	他の助成金	自己資金	その他					
			・・・	・・・							・・・	・・・		
			・・・	・・・							・・・	・・・		
			・・・	・・・							・・・	・・・		
			・・・	・・・							・・・	・・・		
			・・・	・・・							・・・	・・・		
合計										—	—	—	—	—

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入する。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入する。
- 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入する。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。